

平成 26 年 12 月 26 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

（ 公 印 省 略 ）

「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領」に係る運用について

「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領」（以下「取扱要領」という。）については、昭和 42 年 3 月 3 日付け環乳第 5016 号環境衛生局長通知により定めているところです。今般、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえ、取扱要領に定める移動販売車による営業について、統一的な運用を図る観点から下記のとおりとしましたので、御了知の上、適切な運用を図られるようお願いいたします。

なお、営業許可申請に係る様式、記載要領及び許可基準については、パンフレットやホームページ等の活用により周知されるよう併せてお願いいたします。

記

1. 取扱要領第 3 の 2（エ）に規定する「飲用に適する水を十分供給することのできる容積の貯水槽を有した流水式手洗設備」について

移動販売車による営業について、貯水槽の容積を設定する場合は、巡回地点数、従事者数その他営業の規模に応じて適切に設定すること。

なお、あらかじめ包装されたもののみを販売する場合であって、かつ従事者が 2 名程度である場合には、貯水槽の容積は 18 リットル程度で足りると考えられること。

2. 移動販売車による営業に係る営業許可申請書様式について

移動販売車による営業に係る営業許可申請について、別添のとおり許可申請書の様式例を示したので、参考とされたいこと。

移動販売車による営業に係る営業許可申請書（新規・継続）

申請者 （法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）	住所	〒		
	氏名			生年月日
営業所等	所在地	〒		
	名称、屋号 又は商号			
営業の種類	営業許可業種		現に受けている営業許可の番号 及びその年月日	
	取扱品目			
	出店予定地	出店予定曜日（ ） 出店予定日時（ ）		
営業車	自動車登録番号		車台番号	
営業設備の 大要	別紙のとおり			
申請者の 欠格事項	1	食品衛生法又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者		
	2	食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者		
備考				

- （注意）
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2. 字は、インク等を用い、楷書ではっきりと記載すること。
 3. 営業設備の構造を記載した図面を添付すること。
 4. 必要に応じ、営業者の属する主たる固定施設の営業所等の営業許可書の写しを添付すること。
 5. 許可番号等の欄は、継続許可の場合のみ現に受けている許可の番号及びその年月日を記載すること。
 6. 申請者の欠格事項の欄は、法人にあってはその業務を行う役員を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載すること。